

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について

### 《行動計画内容について》

1. 計画期間の期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
2. 具体的計画内容

目 標 1	産休・育児休暇中の労働者の能力開発や向上、また相互コミュニティが図れる情報提供サポートの充実を図る。
-------	--

目 標 2	所定外労働を削減するため、ノー残業デーの意識を高め、削減効果を上げる。
-------	-------------------------------------

目 標 3	休暇制度の利用促進のため、一人当たり平均年間 10 日以上の年次有給休暇・特別休暇の取得促進を図る。
-------	--